

ISSA 海外論文要約より

農業部門の社会保障

René Juri* (スイス)

本稿では、農民に対する社会保障から生ずる特殊な諸問題を再検討し、いかにして農業部門のためにある適切な、しかし、取扱いにくい形をした組織が計画され得るかという点について、ある解決が見出だされるべきであるということを、筆者は提案している。

農民の組織がもっている活動的な制度は、最初では、明確な所得保証を得るということに関連をもっており、現在では、ある本当の意味をもった農業分野の社会憲章を新らしく作り上げることに関連をもっている。基本的には特に心を抱いていなかった農民達は、現在、かれらの社会保障を保護するために保険に契約しなければならないが、しかし、一般的には、保険に必要な費用はかれらの財政的能力を超えている。したがって、われわれはできるだけ最も望ましい諸条件で農民に保険を取得させることのできる解決策を求めている。この特殊な解決は、職業別の保険と疾病・災害保険に対する新らしい連邦全体をカバーする制度が実施されるようになる時までに、用意されるように望まれているであろう。

社会保障によってどのような各種の諸問題が生ずるであろうか？

老齢・廃疾・遺族保険

法令で設けた公的な老齢・遺族保険(AVS)による年金制度は、ある最低生活水準を保証することができるが、しかし、職業別の制度は農民にとって2つの特殊な問題をもたらしている。1つは農業部門の作業におけるきわめて高水準な

投資が、重い負債を負わせている。これは資本が主要なリスク、つまり、死亡、重度の廃疾に対して保険をかけなければならないことを意味している。2番目に、もし農民がAVSの年金年齢に到達する以前に農業を断念する場合に、暫定的な年金や早期受給できる年金が存在しているであろうか？職業的な立場がきわめて特殊な農業労働者の場合には、農業部門に対するある別な年金基金を創設すべきであるということが提案されている。

疾病・災害保険

新しい制度では、災害保険は農業を助けている家族構成員を含めて、すべての被用者に加入を強制されるであろう。農民達自身も制度に加入できる筈である。基本的には、災害保険に加入する被用者も疾病保険に加入する。かれらは毎日支給される手当に対して強制的に保険をかけられ、拠出は賃金に対するある比率を労使双方が半分ずつ負担する。

農業労働者と同様な農民の家族手当

これには、経済的な状況がかなり異なるので、自営の農民について、所定の所得制限と家族手当の財源調達に対する拠出がある微妙な問題をもたらしている。

農業部門にとって必要なものは、農業部門の保険がもっているニーズを調達するある共通の分母により、各種の手段を組合せるある解決であるが、しかし、事務費は制限されている。疾病・災害給付、遺族給付、廃疾給付、毎日支払われる手当、および医療費は、被保険者のカテゴリーに応じて段階を設けられるべきである。たとえば、農業の部門では、それらのカテゴリーは農民とその妻、未婚の扶養家族、農業に依存する家族構成員、常傭の被用者、季節的な労働者、臨時傭いの労働者である。

したがって、必要とされるものは、保険会社もしくは疾病基金との団体契約の

仕組みの中で、特殊な必要条件に応じて各種の手段で対応する可能性を検討することである。その場合に、多数の農家にとってきわめて重い負担となる非常に多額の費用を必要とする問題が残る。なんらかの種類の平等化が実施されなければならないが、平等化は公的扶助以外の手段では達成できない。この種の扶助は、自営の農民の所得と準都市地区もしくは都市部の被用者の所得を比較する場合に、はっきり正当化される。

農業部門の社会憲章を創設する意図をもっている研究は、農業部門の保険がもっているニーズをカバーしたり、公的扶助を取得させるだけでなく、ある適切ではあるが、取扱いにくい形をもつ組織の創設をも含んでいる。スイス農民連盟は、ある職業別平衡基金の創設が適切な解決策ではないと信じている。唯一の適切な解決は、県単位の基金との協力で組み上げられるであろう。これはAVS制度と家族手当ではすでに実現されている。これらの基金は合同の各支部をもっており、かつ、それらの協力は最も賢明な解決策の例となるであろう。

※ スイス農民連盟の会長

*Prevoyance sociale dans l'agriculture,
RCC, No. 8/9, 1973, pp. 430-436 : No. 99, '72/'73.*

外国人労働者と年金保険—— 将来の諸問題は？

Karl Ladwig (西ドイツ)

外国人労働者と年金保険については、3つの問題がある。すなわち、それらは全般的な給付適用と部分的な給付適用の間に見うけられる関係、拠出による収入と給付に要する支出の間に生れる関係、および年金保険法の適用で、これらの諸

問題は、ドイツ連邦共和国で就労する外国人労働者の雇用によって年金保険の分野に生じたもので、本稿には、それらが論述されている。

ドイツ連邦共和国における他のドイツ人労働者と同様に、外国人労働者は社会保障法の規定でカバーされている。国内に留まる労働者の場合には、法令による公的年金の諸給付は、同一の保険で保護されたドイツ人労働者の諸給付と同一である。永久的にドイツ連邦共和国を離れて、外国で居住する場合には、多辺的もしくは2国間の協約が締結されている場合を除き、諸給付の支給はかなり制限される。ドイツ連邦共和国の外国人労働者のうち、約20%はそのような協約の調整でカバーされていない。

年金保険に拠出を支払う外国人労働者の義務では、かれらのうちかなり多数の人びとが受給資格条件によって取得した給付と異なる給付を受けているが、かれらの拠出義務は年金保険の分野に将来の問題を提起しており、それらの問題には、できるだけ解決が発見されなければならない。

そのような解決は、任意保険および拠出の償還にかんする諸規定について提案された改正に見出だすことができるかも知れない。それらの提案は連邦労働・社会省が用意し、公的年金保険に対する権利の拡大を定めようとした法案に含まれている。

この法案では、ドイツ人と同等な待遇を規定する協約でカバーされない外国人で、外国に住む人びとは、一方では拠出の任意的な支払いに権利をもっていないが、しかし、他方では、かれらが任意保険に受給資格をもっていないので、待期の条件を満たしてさえおれば、当人自身の拠出について払い戻しの資格を取得する。